

注目!!

設備投資

農機や建物購入したら

農機などの設備投資を利用した節税のポイント

減価償却費
設備投資をすると、取得費用の一部が経費になる。減価償却は月単位で計算する。11、12月の取得だと25年に計上できる額は小さい

中小企業投資促進税制

青色申告をしている農家が利用できる制度。

- ①取得価額の7%の税額控除
- ②取得価額の30%の特別償却のどちらかを選べる。

翌年以降も事業を継続する場合は①が有利なケースが多い

節税対策

▶4

減価償却で所得抑制

2025年の所得金額が大きく、資金に余裕がある農家は設備投資をすることで所得を圧縮できる。農機や建物など金額が大きい資産を購入する場合、取得費用を分割して経費にする「減価償却」で課税所得を抑えられる。

米農家の場合、トラクター500万円の場合、11月に入札した場合は25年11月までの25ヶ月間、11月によって償却費が変わる。減価償却は月単位で計算するため、11月に農機を購入した場合、25年11月までの25ヶ月間、11月によって償却費が変わる。

取得した場合は、7%の税額控除の取得価額の30%の特別償却のどちらかを選べる。500万円の場合、①は35万円の税額控除、②は150万円の特別償却を計上できる。

金額だけ見れば、②の効果が大きく見えるが、特別償却は翌年以降の節税効果が薄れてしまう欠点がある。税理士の栗山昌徳氏は「長い目で見れば、①の税額控除の方が節税効果は大きい」とする。

「や田植え機など固定資産で耐用年数が7年と定められており、取得価額を7年間で均等に減価償却する。取得価額を7年間で均等に減価償却する。取得価額を7年間で均等に減価償却する。」

25年の節税対策としては効果が小さいが、青色申告をしている農家は1台10万円以上の機械装置を購入すると、通常の減価償却とは別に節税ができる。

「中小企業投資促進税制」によるもので、①取得価額の7%の税額控除の取得価額の30%の特別償却のどちらかを選べる。500万円の場合、①は35万円の税額控除、②は150万円の特別償却を計上できる。

なんですと〜!!

WOW



日本農業新聞には農家の皆様方が役に立つ情報が多く掲載されていますよ!ぜひチェックしてみてください!

JA北九では営農情報をJA TAC通信(LINE)を通じて、タイムリーに発信しているんだよ!下記QRコードからLINE登録できるのは是非この機会に登録してね!



日本農業新聞



TAC通信 LINE公式アカウント

